

會學濟經學大國帝都京

經濟論叢

號一第 卷(十四第)

月一年四十和昭

經濟論叢 每月一日發行
第四十八卷第一號 昭和十四年一月一日發行
大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

作田博士還曆記念論文集

(禁轉載)

目次

作田莊一博士肖像……………卷頭

作田莊一博士稿「日本經濟學の正體」……………一

日本的學問の文化史的意義及び基本的諸典型……………文學博士 米田庄太郎……………三

東亞民族の形成……………文學博士 高田保馬……………五

日本經濟史研究の發展……………經濟學博士 本庄榮治郎……………五

理論學としての日本經濟學……………經濟學博士 谷口吉彦……………七

産業組合の耕地管理……………經濟學博士 八木芳之助……………三

印度に於ける國民的産業能率の遲滯性に就て……………經濟學士 大塚一朗……………一六

「日本的」なるものゝ意義及び探求に就て……………經濟學士 中川與之助……………二六

資本主義と支那事變……………	經濟學士 柴田敬……………	一四三
明治時代農村手工業の消長……………	經濟學士 堀江保藏……………	一六三
我國に於ける預金通貨統計の發達……………	經濟學士 中谷實……………	一七六
保險思想の發展……………	經濟學士 佐波宣平……………	一九三
歴史學派に於ける國民經濟の概念……………	經濟學士 白杉庄一郎……………	二一一
日本共同體經濟學の建設者佐藤信淵……………	經濟學博士 石川興二……………	二二七
國事資金法の提案……………	經濟學博士 小島昌太郎……………	二四九
農山漁村財政の五箇年記録……………	經濟學博士 汐見三郎……………	二六九
支那の社會成層……………	法學博士 財部靜治……………	二八八

國事資金法の提案

小島 昌太郎

一

内國債の現在高は、昭和十三年十一月末に於て、一百四十二億圓に達し、昭和六年末から凡そ九十四億圓の純増加となつて居る。昭和十三年に於ても、年初から十一月までの發行高は、三十六億三千萬圓であつて、事變の推移と長期興亞政策のために、今後尚ほ、引續き巨額の國債の發行が豫想せられて居る。今日に於て、この國債消化の方法を確立して置かなければ、長期興亞政策の遂行が圓滑に行はれ難くなると共に、インフレーションも防ぎ難く、物價騰貴も抑へ難く、國民生活の安定は期し難きこととなるの虞がある。

私が、こゝに提案する所の、國事資金法なるものは、今日、政府が國債によつて調達し、興亞事業のために支出しつゝある資金をして、法的制度の誘導により、軍需工業を初め、その他、各般の産業的用途に働きたる後は、必ず、國債の消化に向はしめることを目的とする所の法律私案である。

もとより、かゝる法的制度そのものには、尚ほ、研究調査を重ねなければならぬ問題もあり、法律文案としても、不適當な文章であらうと考へるけれども、私の述べんとする所を、簡單卒直に示すためには、先づ、それを法律文案の形に於て表はすことが明瞭であらうと思ふから、最初に、それを掲げることとする。

國事資金法私案

第一條 日本銀行カ支那事變國債ノ引受ニヨリ設定シタル政府預金ハ之ヲ國事資金トシテ政府ノ他ノ預金ト區別シテ取扱フモノトス

第二條 政府カ國事資金ノ預金ニ基キ支那事變ニ要スル資材ヲ調達シ又ハ工事若シクハ運輸ヲ請負ハシメタル場合ニソノ對價

トシテ振出ス小切手ハ小切手法第三十七條ノ規定ニヨル線引トシ且ツ小切手ニ國事資金タルコトヲ表示スルヲ要ス

前項ノ小切手ヲ以テ預金トナシタルモノ其ノ預金ニ基キ振出ス小切手モ亦同シ

前項ノ小切手金額ハ壹千圓ヲ下ルコトヲ得ス

銀行カ國事資金ヲ以テ貸付割引ニ充ツル場合ニアリテモ前二項ノ規定ニ從フモノトス

第三條 國事資金ノ表示アル小切手ヲ以テ預ケ入レヲ受ケタル銀行ハ預ケ入レ人ノ他ノ預金ト區別シテ之ヲ取扱フモノトス

前項ノ預金カソノ種類ヲ變更シタル場合ニ於テモ亦同シ

第四條 國事資金預金ハ現金ヲ以テ之ヲ引出スコトヲ得ス

第五條 支那事變費豫算ニ基ク事業ニ關スル範圍内ニ於テハ其ノ直接タルト間接タルト問ハス國事資金ヲ以テスル支拂ヲ拒

絶スルコトヲ得ス

第六條 手形交換所ニ於テ國事資金ノ表示アル小切手ヲ以テナス交換ハ他ノ手形小切手類ノ交換ト區別シテ之ヲナスコトヲ要

ス

第七條 國事資金ノ預金殘高カ引續キ一ヶ月以上ニ互リ個人ニアリテハ五萬圓ヲ超ユルトキ會社及其ノ他ノ法人ニアリテハ其

ノ拂込資本金若シクハ出資額ト積立金トノ合計額ノ十分一ヲ超ユルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ事變國債ヲ買入ル、コトヲ要

ス

第八條 日本銀行ニ於ケル國事資金ノ預ケ金カ引續キ一ヶ月以上ニ互リ其ノ期間内ニ於ケル國事資金小切手ノ各日平均交換尻

決濟高ノ二倍ヲ超過スル額ヲ有スル銀行ハ其ノ超過額ヲ以テ事變國債ヲ買入ル、コトヲ要ス

第九條 第七條ノ規定ニヨリ國債ヲ買入レタルモノ俸給勞賃手當賞與旅費及下請手間賃ノ支拂ノタメ現金ヲ必要トスルトキハ前月若シクハ前期ニ支拂ヒタル受領證ヲ呈示シ其ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ國債ヲ擔保トシテ取引銀行ヨリ現金ノ貸付ヲ受クルコトヲ得

前項ノ貸付金ノ利率ハ之カ擔保タル國債ノ額面利率ヲ下ルコトヲ得ス

第十條 前條ノ貸付ヲナシタル銀行ハ其ノ貸付ヨリ不利ナラザル條件ヲ以テ日本銀行ヨリ貸付金ヲ受クルコトヲ得

この提案は、今日、政府撒布資金が、自然に、或は、多少誘導的に、循環して居る途筋を、たゞ適確に誘導することに外ならぬものであることは、右の私案を一讀したゞだけで、金融界の實際に通ずる人々には、明かであらうと思ふ。

二

私案の説明に入る前に、今日、政府が國債を以て調達したる資金は、如何なる循環経路を経て、如何なる所に落ち付いて居るかを、述べて置くことが、必要であらうと思ふ。尤も、このことについては、私は、度々、述べたものであるから、重複を避けて、たゞ簡単に説明することにする。

國債の發行には、一般公募と、中央銀行の引受發行との二つの方法があることは、今更申すまでもない。一般公募の場合にあつては、金融界に已に存在する資金が、國債の發行によつて吸ひ上げられ、後に、それが政府の支拂によつて、また、金融界に復歸することとなる。ゆゑに、國債の發行以前に於て、それを消化する所の資金の存在が前提條件となる。そして、國債が發行せられる場合に、金融界は逼迫することとなり、政府がその資金を支拂ふ場合に、緩慢となる、——と言ふよりは、逼迫状態が解けて、元の有様に復することとなるのである。

1) 例へば、拙著、金融動態論、附録、公債政策の金融に及ぼす影響

然るに、日本銀行の引受によつて國債が發行せらるゝ場合には、發行そのものは、その際に、金融界に何等の影響を與へない。日本銀行の國債の引受は、中央銀行としての通貨供給の權能に基いて、引受額だけ、創作的に、政府預金を設定するに外ならぬからである。そして、我が國に於ては、日本銀行は、兌換銀行券の發行については、その發行準備の制限があるけれども、フランス銀行や、アメリカの聯邦準備銀行の如くに、——ライヒスバンクも法制上は同様であるが——、要求拂債務に對して、一定割合の支拂準備金をもたねばならぬ制度にはなつて居ないから、比較的、金額上には自由任意に、國債を引受け得ることになつて居るのである。

かくて、日本銀行の引受にて國債が發行せらるゝ所の、今日の我が國のやり方に於ては、發行額だけ、日本銀行に於ける政府預金が出来上るのである。政府は、軍事費その他の支拂に當り、日本銀行宛の小切手を振出して、この預金を以て支拂に充てる。その小切手は、政府に物品を納入し、事業または運輸の請負をなしたるものに、交付せられたる場合には、それらの御用會社は、それを、各自の取引銀行に預け入れることによつて、政府支拂を受けることとなる。その場合には、日本銀行は、曩に、國債の引受けにて設定したる政府預金より、その小切手金額だけを控除して、これを、その小切手を呈示したる銀行の預ケ金に振替へるのであり、この預ケ金の出来ることによつて、市中銀行はその取引先たる御用會社の預金を確定するのである。

それゆゑに、例へば、政府が、十萬圓の支拂をなすときは、市中銀行の日本銀行に於ける預ケ金が十萬圓と、御用會社の市中銀行に於ける預金が十萬圓と、かやうに、二つの十萬圓の預金が出来上る譯である。そして、それだけ金融界は、資金が注入せられたのであつて、金融は緩慢となる。ゆゑに、日本銀行引受發行の場合には、

國債が金融界に與へる最初の影響は、一般公募の場合とは逆に、先づ金融界に資金を注入し、これを緩慢ならしめるのである。

この政府撒布資金は、これを最初に受領したる御用會社が、一方に於ては、原料、材料、動力等の供給をなす會社に支拂ふと共に、他方に於ては、その雇傭する所のものに、俸給勞賃としての支拂に充てる。すなはち、事業關係に於ける物に對する支拂と、雇傭關係に於ける人に對する支拂とに分離して、その資金は働くのである。そして、その殘餘は、事業利益となり、その中の配當せらるゝものを除いては、會社の積立金となる。これらの御用會社より第二次的に支拂を受くる會社にあつても、その資金の働く方向は、これと全く同様であり、第三次及びそれ以後のものに於ても亦、同様である。

御用會社及びそれより後次の諸會社に於ける支拂のうち、事業關係の支拂と、積立金と、配當金の大部分とに充てられたる資金は、産業的活動をなすものであつて、雇傭關係の支拂と、配當金の一部分との資金は、消費生活に働くのである。そして、事業關係の支拂は、今日、現金を以て行はるゝことは甚だ稀なる例外であつて、その殆ど總ては、小切手を以て支拂はれ、その受領者も、亦、これをそのまま各自の取引銀行への預金とするのであり、雇傭關係のものは、現金を以て支拂はれるのである。

それゆゑに、事業關係の支拂にあつては、その資金は、銀行預金の形態を變へることなく、預金者の名義は變るけれども、預金のまゝで、いづれかの銀行に残留するのである。雇傭關係の現金にて支拂はれたる資金は、また直ちに銀行に預け入れられるものもあるけれども、多くは生活費に支出せられ、小賣商の手に渡る。そして、小

賣商より直接に、または卸賣商、生産者などを經て、銀行に預け入れられる。流通界に残留する現金は、俸給勞賃として支拂はるゝ金額が、遞加累増的傾向を辿り、生活費の支出が増大し、小賣取引が膨脹するものでなければ、増加するものでなく、通常の状態に於ては、現金はその自働的收縮性により、銀行預金に復歸するものである。

かくて、順當なる循環經路に於ては、政府支出資金は、結局、みな銀行預金となる。勿論、この預金は、産業資金として活動し、會社間の支拂に充てられつゝある間は、諸銀行の間に移動するのであるけれども、その移動金額の大部分は、銀行相互の間にあつては、手形交換に於て相殺せられ、實際に授受せられる金額は、預金總額に對して甚だ僅少の割合を占むるに過ぎないので、謂はゆる交換尻だけである。ゆゑに、諸會社間に於ては、政府撤布資金より成る預金は、輾々、授受せられるけれども、各銀行の預金は、その大部分は移動することなく、且つ、政府の支拂の進むにつれて増加の一路を辿るのみである。

かやうにして、國債の日本銀行引受を以て調達せられたる政府資金は、政府がこれを支拂に充つることにより、日本銀行に於ける政府預金は減少して、市中銀行の日本銀行に於ける預ケ金の増加となり、また市中銀行に於ける預金の増加となるのである。かくの如く、預ケ金または預金の増加したる頃を見計らつて、日本銀行は手持國債の賣出をなす。そのときに、それが、市中銀行によつて買受けらるゝならば、日本銀行に於ける預ケ金、すなはち一般預金の減少となり、銀行預金者によつて買受けらるゝならば、市中銀行預金の減少と、そして、それと同時に、日本銀行の一般預金の減少とを結果することとなる。今日謂ふ所の國債の消化とは、このことである。

これを要するに、日本銀行の引受にて國債が発行せられる場合には、その發行の際には、金融界に何等の影響

なく、政府の支拂によつて、金融界は先づ緩慢となり、日本銀行が國債を賣出すに至つて、それが引締められるのであるが、併しその場合に於ても、市中銀行が國債を買受けたる場合には、日本銀行の一般預金たる資金は收縮するけれども、各市中銀行に於ける預金は收縮することなく、預金者はそれを預金の形態に於て、任意自由に支拂に充つることが出来るのである。預金者が國債を買受けて、初めて市中銀行の預金は收縮するのである。

これが、今日の、自然の、或は多少の誘導の下に、政府資金が循環して、國債の消化をなしつゝある有様である。併しこの場合にあつては國債を消化するに働く資金は、政府撒布の資金には限らず、政府支拂以外の淵源により存在する所の言はゞ平時資金も國債の消化に働くと共に、國債によつて調達せられたる政府資金が、却つて消費生活に多量に入り込み、謂ゆる跛行景氣を煽揚するの可能性がある、現にその事實も目前に見る所である。

私の提案する所は、平時資金が國債消化に働くことを何等妨ぐる所なくして、政府が、事變關係に於て、資材の調達及び工事または運輸の請負のために撒布する所の資金は、悉く、その産業的活動を終へたる後は、國債の消化に働くべく、法制的に、且つ、適確に、誘導せんとするものであつて、こゝに述べたる所の自然の循環が、狂ふことなく、正常に行はれるやうに仕向け、跛行景氣を抑へ、生活上の相剋を避けんとすることに外ならぬのである。

三

私の案の出發點は、政府が、日本銀行引受による國債の發行を以て、日本銀行預金として調達したる資金を、他の資金——言はゞ平時資金——と、區別することに初まる。第一條が、それであつて、日本銀行は、國債と振

替へに創作したる政府預金を、初めより、政府の他の預金と區別して取扱ふこととするのである。

かゝる資金は、國事のための資金であつて、私人の私すべきものではないと言ふ見地から、こゝでは假に《國事資金》と名付けたのである。併し、この名稱は、他の資金と區別するために必ずこれを付ける必要があるけれども、必ず國事資金と付けねばならぬ譯ではなく、例へば、興亞資金、愛國資金、または非常資金と名付けても差支へはない。要するに、支那事變國債——これも簡單に、興亞國債と名づけることとする——の引受けによつて、日本銀行に於て創作したる政府預金のことである。

かくて、日本銀行に政府預金として設けられたる當初より、他の資金と區別せられたる國事資金は、爾後の流通経路に於ても、常に、他の資金と區別せられて、活動することに、法制上の誘導を受けなければならぬ。それゆゑに、政府が、この國事資金を以て支拂をなす場合の小切手には、その國事資金たることを示すべき何等かの表示を、その小切手の上になすこととする。例へば、一定の形式を備へたるスタンプを押すのである。

今日にても、政府の支拂は、前述の如く、總て小切手を以てなされるのである。そして、それが御用會社に支拂はれたるときに、彼等は、それと引換へに現金を受取ることなく、そのまま、各自の取引銀行へ預金とするのである。この事實を、私案に於ては、法制化するために、政府小切手にても、國事資金を以て、事變用資材若しくは工事または運輸の對價として支拂はるゝものは、謂はゆる線引となし、一應、銀行預金とせねばならぬこととするのである。併し、政府の支拂金であつても、租税、官業收入及び事變關係以外の國債を以て調達したる資金の支拂、すなはち普通豫算の範圍に屬する歳出の支拂、及び事變國債を以て調達したる資金であつても、資材の

調達または工事、運輸の請負の對價としての支拂にあらざるものは、線引小切手を要求せらるゝものではない。従つて、それらの小切手は、今日に於けると同じく、日本銀行に於て、それを以て直ちに現金を受領することが出来るのである。これが、第二條第一項である。

かくて、國事資金たる表示をもつ小切手は、御用會社によつて、その取引銀行に預金とせられる。この場合には、その預金を、その預け入れ人の他の預金と區別して取扱れるのである。すなはち、かゝる預金者は、普通の預金と、言はゞ國事預金といふものと、二た通りの預金をもつことゝなるのである。今日に於ても、預金者は、往々、一つの預金口座の外に、別に預金の口座をもつて居ることがあるが、それと同様である。それが第三條第一項である。

預金者は、當座預金を定期預金に、または特別當座預金を當座預金に変更することがあるであらう。然る場合に於ては、その元の預金が、國事資金としての預金であるならば、變更後の預金も國事資金として、他の普通の預金と區別して取扱はるゝのである。第三條第二項に於てそれが規定せられて居る。

國事資金は、常に他の資金と區別して取扱はれなければならぬから、これを預金としてもつものが、それを支拂に充つる場合には、やはり線引の小切手を以てしなければならぬことゝする。そのときには、國事資金たる表示を、その小切手面にして置くことは、政府振出の小切手の場合と同様である。ゆゑに、第二條第二項を以てこれを規定する。

國事資金は、かやうに、常に、他の資金と區別して取扱はるべきものとするため、必ず線引小切手を以て支拂

はるゝものとすると共に、また、現金を以て引出すことを得ないものとして置かねばならぬ。現金を以て引出され得るものとすれば、それには國事資金たることの何等の印も附いて居ないのであるから、一旦、引出されたる後、それがまた預金とせらるゝにしても、他の資金と區別せらるゝ方法がないからである。その上に、この國事資金の制度なるものは、一つはインフレーションとなるを防ぐがためのものであるから、その點から言つても、現金の引出は出来ないものとする必要があるのである。第四條は、このことを規定する。

國事資金は、必ず、線引小切手を以て支拂はれねばならぬとするのであるが、その小切手の金額が、あまり小額であつてはならぬ。小額の small 小切手を許すときは、一つは、それが、國事資金たるがため、紙幣類似の通用をなすことがあつては、變態的インフレーションとなる虞が生じるし、また一つには、俸給勞賃の支拂に充てられることゝなつては、この小切手は、前述の如く、現金を以て引出すことが出来ないものであるから、受領者に於て、生活費の支辨に困ることゝなるからである。従つて、この小切手には最低限度を定めなければならぬ。こゝには、その最低限度は、假に、一千圓として置く。それを法文化したものが、第二條の第二項と第三項とである。

四

今日にあつても、大口の支拂は、小切手を以て行はれるのであつて、且つ、その受領者も亦、その小切手をそのまま、自己の預金として置き、その大口の支拂には、また、小切手を用ゐるのである。すなはち、大口の取引にありては、預金が預金のまゝで、移讓せらるゝことによつて、支拂の決済が行はれて居るのである。謂はゆる預金通貨を以てする決済であり、會社間の支拂決済は、みなこの方法によるのである。それゆゑに、事變用の資材

を政府に納入し、または、事變關係の工事や運輸を請負ひたる御用會社が、その原料、材料、動力などの支拂のために、小切手を用ゐることを、法制的に定められたとしても、何等の不便も不都合もある譯ではない。

それゆゑに、かゝる用途に於ける原料、材料、動力などの一切の取引關係に於て、その支拂が、悉く、國事資金たる表示ある所の線引小切手——略して國事資金小切手といふ——を以てなされることとなつたとて、何等、現在の支拂決済の慣習に背くものではないであらう。第五條に於て、〈支那事變費豫算ニ基ク事業ニ關スル範圍内ニ於テハ其ノ直接タルト間接タルトヲ問ハス國事資金ヲ以テスル支拂ヲ拒絶スルコトヲ得ス〉と規定したのはこの慣習をたゞ法文化したに過ぎないのである。

併し、國事資金を以て支拂をなす取引と、然らざる取引との區別は、政府へ直接に納入をする會社、または、政府の工事または運輸を直接に請負ふ會社などに、原料、材料、動力等を販賣する場合には、甚だ明瞭であるけれども、それから、逆行するに従つて、次第に明瞭さを失ふこととなり、遂には、取引の當時に於てさへ、そのものが果して政府納入となるか、民間の使用に向けられるか、が定まつて居ないものもあるであらう。ゆゑに、〈間接〉に、支那事變費豫算に基く事業に關するものであるか、どうか、といふことは、如何なる標準を以てしても、判別し難きものがないとは言へないであらう。

併しながら、國事資金を有するものが、それを以て支拂をなさんと欲する場合には、その取引に當り、豫め國事資金の支拂なることを以て、交渉すればよい譯である。それは、普通の取引に於ても、例へば、現金拂ではなく、三ヶ月期間の手形を以てする支拂をなす場合には、その了解の下に、契約を締結することであると、相似たる

ものである。併しながら、この國事資金制度なるものが、圓滑に實行せられ得るや否やは、實は、これを以てする支拂が、支障なく行はれ得るや否やに懸つて居ると言つてもよい。それゆゑに、この點は、私案を一通り説明したる後に、再び、これに論及せんと欲する所である。

國事資金が、順當圓滑に取引に用ゐられ、國事資金の預金が、預金通貨として流通する場合には、それは當然に、手形交換の機構に於て行はれるものである。然るに、國事資金の預金は、常に、他の預金と區別して取扱はるべきものであるから、手形交換に於ても、國事資金の表示ある小切手は、普通の手形小切手類と交換相殺せられることなく、常に、また國事資金の表示ある小切手と交換相殺せらるべきものとしなければならぬ。

このことは、第六條に規定する所であつて、一見すれば、甚だ交換事務を錯雜ならしむるが如くであるけれども、實は、交換加入銀行が、倍數に増加したのと同様であつて、實務的には、何等の錯雜を加へるものではない。

五

國事資金を有する會社または個人は、その國事資金を受領するを得るに至りたる元の各取引關係には、國事資金を以てその支拂をする。また平時事業の關係に於ても、相手方の了解を得たる場合には、國事資金を以て支拂をする。ゆゑに、國事資金は、事變關係の範圍に屬する事業取引の決済は、その殆ど總てが、これを以て充てらるゝこととなる。かくて、會社または個人に資金として殘存するものは、俸給勞賃の支拂に充つるものと、借入金社債などの利子と、事業利益とである。俸給勞賃は現金を以て支拂はれねばならぬ。借入金社債の利子及び事業利益の處分たる配當は、一口の支拂高が一千圓以上なる場合には、それらが、事變事業のものである限り、國

事資金小切手を以て支拂ふことが出来る。併し一口、一千圓以下の場合には、現金を以て支拂はねばならぬ。

ゆゑに、事業會社に於て、結局に於て、國事資金の殘存するものは、積立金に當る部分と、事變關係の事業範圍に屬しながらも、現金を以て支拂ひをなしたる部分に當るものである。若し積立金が、更にそれを以て、事變關係の事業擴張に充てらるゝ場合には、またそれは國事資金を以て支拂ふことが出来るものであるから、それだけの額は、手許の國事資金の額を減少する。現金支拂は、事變事業よりの収入を以てこれに充てなくとも、併行的に行つて居る所の平時事業、謂はゆる民需事業よりの収入を以て支辨されることが出来るであらう。萬一それを以て不足するときは、後に述ぶる所の方法により、銀行よりの借入金をして、それに充てることが出来る。

かやうにして、個人または會社に殘存したる國事資金は、それが、産業的に活動するだけは活動して、然る後に、殘存したものと認めることが出来る。政府が支出した所の國事資金は、流通過程に於て、或は分散し、或は集合して、結局は、個人または會社の手許に於て、かくの如き有様にて、殘留することゝなる。そして時の経過と共に、換言すれば、政府支拂の累積と共に、個人または會社の手許に於て、累積することゝなる。

私案は、かゝる状態に達して累積したる國事資金を以て、國債を買入れしめて、その消化を計らんとするものである。そして、この提案の、國事資金制度なるものは、かくの如くに、國事資金を誘導し、それが産業的活動をなしつゝある間にも、他の方途に逸脱することを堰き止め、溜るべき所に溜らしめて、國債の消化に向けしむるにあるのである。

併しながら、手許保有の國事資金が、——といつても、それは常に銀行預金の形に於てであるが——相

當の額に纏つたものとなつたにしても、それをもつて、直ちに、その全額を産業的に遊離したものと云へないであらう。それは、原料、材料、動力等に支拂はなければならぬものが、偶々一時的に停滯した場合であるかも知れない。それゆゑに、國事資金の有高が、何程に達したならば、それが國債買入の限度に達したものと認むべきかは、事業の規模によつて一樣に言ふことを得ないものであらう。これには、一定の期間引續き一定の金額を超過したる部分を以て、産業的に遊離したる國事資金と認むるの外はない。

私案第七條は、個人にあつては、引續き一ヶ月以上、國事資金の預金殘高が五萬圓を超過るときは、その超過金額を以て國債を買入るべきものとなし、會社及びその他の法人にあつては、この預金が、その拂込資本金若しくは出資額に積立金の高を加へたるものゝ合計額の十分の一を超えたるときは、その超過金額を以て國債を買入るべきものとした。併し、この標準は格別の根據あるものではなく、單に、假にさう定めただけのものである。

國事資金は、常に銀行預金の形態に於て存在するものである。従つて、それを以て國債を買入れることを法制上の義務とする以上は、所持者の任意の買入に委ぬるに及ばず、その預金をもてる銀行をして、自動的にこれを買入れしむることゝしてもよい。たゞ銘柄の選擇については、預金者の意向に従ふべきであるが、事變國債が、いづれも、殆ど同一條件にて發行せられ、同一の賣渡値段を以て日本銀行より賣渡さるゝものとすれば、この選擇は、實際上、殆ど無用である。

國事資金の預金者が、その取引銀行に於ける預金を以て國債を買入るゝ場合には、その資金は、銀行に於ても亦、常に、日本銀行に於ける預金として存在するものであるから、預金者の取引銀行に於ける預金が、買入價

額だけ減少すると共に、その銀行の日本銀行に於ける預ケ金も、同時にそれだけ減少することとなる。この預ケ金は、曩に、政府が小切手を振出したるときに、政府預金より民間預金に振替へられたものであり、その政府預金は、國債の發行によつて日本銀行に於て創作したものである。いま、預金者の國債買入によつて、この預ケ金の消滅することは、曩に政府のために創作せられたる資金が消滅したのであつて、日本銀行が中央銀行として、通貨供給の任務を完全に果した譯であり、公債が完全に消化せられた譯である。國事資金は、その使命とする所の産業的活動を完全に仕遂げて、元の無に歸つたのである。

六

國事資金は、右に述ぶるが如く、結局に於て國債の消化に向つて誘導せられる。併しながら、それが、産業資金として、輒々、活動せる間は、個人及び會社に於ては、一定の期間引續きて一定の金額を越ゆる程に纏るに至らない。併しながら、國事資金は、常に銀行預金の形態にあるのであつて、現金として引出されるものでないから、銀行に於ては、政府の支拂と共に、それだけの金額は、預金として存在し、また同額が、日本銀行に於ける預ケ金として存在するのである。もとより、この日本銀行に於ける各銀行の預ケ金は、そのそれぞれの預金者が、これを産業資金として用ゐ、輒々流通せしむると共に、銀行間に移轉する筈のものである。

併し、預金者の數は甚だ多いけれども、銀行の數は比較的に少い。殊に、我が國の預金は、主に、謂はゆる六大銀行に集中して居る。従つて、曩にも一言したるが如く、預金者相互間の支拂關係による國事資金の移轉は、銀行相互間にありては、その大部分が、交換機構に於ける交換を以て相殺せらるゝこととなる。銀行相互間に支

拂決済のために引渡さるゝ金額は、謂はゆる交換尻だけである。それゆゑに、政府の支拂があるときは、直ちに、各銀行の日本銀行に於ける預ケ金は、増加することゝなる。

この預ケ金は、各銀行に於て、それぞれ、貸付割引に用ゐ得る所である。それは他の預金たる資金と何等異なる所はない。併しながら、國事資金は、それが貸付割引に用ゐられたることによつて、國事資金たる性質が中斷せられてはならない。ゆゑに、それが貸付割引に用ゐらるゝ場合に於ても、銀行は國事資金小切手を用ゐてそれを交付し、貸付割引を受けたるものも、それを一應、預金となし、また自己の振出にかゝる國事資金小切手を以て支拂に充てることゝしなればならぬ。すなはち、國事資金は、貸付割引に用ゐらるゝ場合に於ても、預金として引出される場合と、同様の取扱ひによることを、必要とするのである。従つて、これに關する規定は、預金の引出に關する規定と同じく、第二條に置き、その第四項としたのである。

かくて、銀行は、その取引先より預金として受け入れたる國事資金を、貸付割引に用ゐて産業的に働かしめるのであるが、それが適當なる投資口を見出さなむときは、日本銀行に於ける預ケ金として累積することゝなる。この預ケ金として累積する國事資金が一定の額に達したるときは、今日にても預ケ金を以て國債の買入に充てゝ居ると同様に、それを以て國債の買入に充てしむるのである。併しながら、國事資金制度に於ては、その買入れを銀行の任意とするのではなく、法制上の義務とするのであるから、國事資金の預ケ金が幾何の額に達したるときに、それを以て、國債買入に充てるべきかを規定して置かねばならぬ。

私は、こゝでは、假に、國事資金の預ケ金が引續き一ヶ月以上に亙り、その期間内に於ける國事資金小切手の

各日平均交換尻決済高の二倍を超過する額となつたときは、その超過額を以て、事變國債の買入に充てねばならぬものとした。それを規定したものが、第八條である。國事資金は、産業的に活動せる間は、預金者によつて、支拂に充てられ、輾々流通して居るのであるから、その度毎に、手形交換に於て交換尻決済に用ゐられなければならぬ。その範圍内に於ては、國債の買入に充つることは出来ない。そして、交換尻決済高は、日々異なるものであるが、その最高の場合を假定して、各日平均高の二倍としたのである。これは、必ずしも十分ではないかも知れない。けれども、決して交換に不便を感じる高でもない。假にそれが不足しても、僅かであり、然る場合にはコールを以て補充すればよい譯である。これも大體、今日の、交換の實際と大差あるやり方ではないであらう。

七

右に述ぶるが如く、この國事資金制度に於ては、政府が國債を以て調達したる資金にして、事變用の資材の調達及び工事または運輸の請負のために支拂ひたるものは、産業的の活動を終へたる後、その國債の消化に向ふのである。然るに、この資金は、現金を以て引出すことを得ないものであるから、その産業的活動に於ても、俸給、勞賃、手當、賞與、旅費及び下請の手間賃などの如く、現金を以て支拂ふことが必要なる經費には、この資金を用ゐることが出来ない。その範圍内に於て、この資金は産業的活動の域外に置かれたるものとなる。併し、また、それゆゑに、この資金は、その範圍内に於て、消費生活に働くことが堰き止められたものでもある。そして、それゆゑに、この資金が、國債によつて莫大なる國費として支辨せられながらも、そのインフレーションとなることを喰ひ止めて居ることとなるのである。

併し、事業家にとつては、國事資金を以て、前述の如き現金支辨に當て得ざる以上、外の方法を以て、現金支辨を行はなければならぬ。それは、この制度實施以前よりもつ所の銀行預金を以てこれに充てるのである。また實施以後に於ても、平時需要方面、すなはち、民需方面よりの収入金は、現金化し得るものであるから、これを以て右の支辨に當てることが出来る。

殊に、軍需産業などにあつては、既に今日までに、政府資金の支拂を受けて、銀行預金として保有するものが、相當の額に上つて居るのであるが、それらは、性質上に於ては、こゝに言ふ所の國事資金と變る所なきものであるけれども、未だこの制度の實施せらるゝ以前のものであるにより、謂はゆる國事資金として取扱れるものではない。これらの資金と民需關係の資金とを以てすれば、前述の現金支拂に窮することはないであらう。

萬一、現金支拂の資金に窮するに至れば、その場合の便法として、國事資金を以て買入れたる國債を擔保として、銀行より現金借入れの方法をとるのである。かくの如きは、特に法律を以て規定するの要なき所であるけれども、その借入れを、他の借入れに優先せしむるために、並びに銀行の手許状態の如何に拘はらず、確實に借入れの目的を達し得るために、第九條第一項を以てこれを規定することとした。

併しながら、この現金の貸出は、嚴に、俸給、勞賃、手當、賞與、及び下請の手間賃などの如く、事變關係の産業的活動に於て現金支拂を必要とする範圍内に限定せらるべきである。その名目の下に他の用途に利用せらるゝが如きことがあつては、この制度の根本を害することとなる。従つて、その制限のために、前月若しくは前期に支拂ひたるそれらの受領證を銀行に呈示して、その金額の範圍内に於て、この借入をなし得ることとしたので

ある。この範囲に超過したる部分は、借入れを受けずとも、他の資金を以て融通し得るからである。

更に、國債を保有するよりも、それを擔保として借入れをなす方が、有利となるが如きことであつては、無用に借入を誘發する虞があるから、第九條第二項に於て、貸付金の利率は、國債の額面利率を下ることを得ざるものとしたのである。

そして、銀行にあつても、常に、右の貸付をなし得るに足る所の、手許現金を保有して居るとは限るものではない。その上、銀行は、義務的に右の貸付をなさねばならぬのであるから、その義務を確實に行ひ得るの保障を與へなければならぬ。それゆゑに、銀行が右の貸付現金に不足する場合には、その擔保として受取れる國債を、更に擔保として、日本銀行より現金の貸付を受け得るものとなし、而もその借受けの條件に於ても、銀行が貸付けたる條件よりも不利となることなきを保障するため、且つは、この借入を優先的に確實ならしむるために、第十條を以て、これを法規的に取扱ふこととしたのである。

八

以上述ぶる所を以て、私の提案する國事資金制度なるものを概略説明したのである。この制度に於ても、國債の全額が必ずしも確實に消化せられ得るものではない。國債を以て調達したる資金の中にも、政府が、直接に、戦地に於て支出するものは、この制度の範囲外にある所であるからである。これらの支出金も、國內に流入したる上は、國債の消化に働かない譯ではない。併しながら、これには國事資金たる形式上の性質を賦與する方法がない。ゆゑに、この種の資金は、他の方法を以て、國債消化に向はしめ、インフレーションとなり、内地物價を騰貴せしむることなきやうに誘導しなければならぬ。

國事資金制度に於て國債の消化に必然的に誘導せらるゝ資金は、前に述べたやうに、事變用の資材の調達及び工事または運輸の請負等に支出せられたるものである。この額に超過する所の國債は、他の淵源より生ずる資金を以て消化せしめるの外はない。國事資金の制度は、一般的なる消費節約、貯蓄勵行を、幾分か緩和し得ることゝなるけれども、而も決してそれらを用いたらしむるものではなく、國事資金に超過する部分の國債の消化のため、依然、勵行せらるべきものである。

この制度に於ける最大の難點は、國事資金が、圓滑に産業的に流通するや否やの危惧にある。それは、この資金が結局に於て、一定の方途に方向付けられて居つて、自由に任意の用途に用ゐることを得ないから、その受領を忌避するものがあるかも知れないからである。併しながら、この資金は、現金と化することは出来ないだけで、如何なる用途にも用ゐ得るものであるから、流通の不便は、たゞその不慣れより來るだけのことで、使用に慣るれば何等の不便なきものである。

國事資金の制度は、國債の買入保有を法的に強制するものである。併しながら、その強制は、一般的ではなくして、むしろ、その國債あるによつて、初めてこれを營むことを得、且つ利益をそれによつて享けることを得たる所のもものが、その資金を十分に産業的に活用したる後に、殘留したる部分だけについてである。謂はゆる國債の強制保有とは、この點に於て、全く趣きを異にするのであつて、一般の平時資金に對して、これを強制することなく、また、その必要をなからしむる點に、この制度の特性と、長所とがあるのである。——一三・二・一〇——

私は、本論と同じ趣旨の一文を、大藏財務協會雜誌(財政)に掲載したが、その節には、こゝにいふ國事資金を(非常資金)と名づけて置いた。非常時の資金といふ意味からである。併しこの名稱は、金融恐慌の際に中央銀行が、恐慌鎮壓の目的を以て發行を擴張する所の銀行券を Emergency Currency といふのと、紛らはしいから、この論文では、國事資金と改めたのである。その他、法文私案に於ても、文言の改廢と順序の變更とを試みた所もある。こゝにその點を一言斷つて置く。